

審 第 3 4 1 7 号
答 申 第 5 9 2 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年10月30日付け印地振第648号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1132号

令和2年10月1日付けで審査請求人から提起された、令和2年9月7日付け印地振第497号で行った行政文書部分開示決定のうち、令和2年8月13日付け復命書の「4 概要の【立入状況】」及び「復命書添付資料（1枚）」を不開示とした部分に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年9月7日付け印地振第497号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、同年8月13日付け復命書（以下「本件対象文書」という。）における4概要【立入状況】の3行目1文字目から9文字目まで、20文字目から33文字目まで及び4行目については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年8月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県〇〇〇〇市〇〇〇〇にある、株式会社〇〇〇〇の一般廃棄物処理施設における令和2年度に実施した立入検査の内容がわかる書類一式」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として本件対象文書を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年10月1日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和2年9月7日付け印地振第497号で行った行政文書部分開示決定に係る処分のうち下記の部分を不開示とした処分を取り消す」との議決を求める。

(1) 4概要の【立入状況】

(2) 復命書添付資料（1枚）

2 審査請求の理由

前述の(1)不開示理由を条例第8条6号イ、(2)の不開示理由を条例第8条第3号イにより開示しないとしているが、(1)はほぼ黒塗り、(2)は不開示のため、それぞれ条例に該当しているのかもわからない。また、どういった目的で立入検査をしたのかが全くわからない。

当方は被害を受けている当事者であり、上記内容について知る権利があり、開示されるべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象行政文書の内容

本件対象文書は、平成13年に一般廃棄物処理施設に係る設置の許可を受けた特定の法人に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条（昭和45年法律第137号）の規定により、当該許可施設の維持及び管理の状況等を確認する目的で行った立入検査に関する復命書である。

2 処分（部分開示決定）の理由

(1) 条例第8条第3号イ該当性について

本件対象文書中、4概要の【立入状況】に記載されている内容及び復命書添付資料（1枚）は、行政の立入検査によって得た当該法人の事業活動の情報や行政指導に関する事項が記載されており、開示することにより、当該法人の対外的評価に影響を及ぼすおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

(2) 条例第8条第6号イ該当性について

本件対象文書中、4概要の【立入状況】に記載されている内容は、行政の立入検査によって得た当該法人の事業活動の情報が記載されており、開示することにより、今後、検査を行う場合に、結果を県が開示することがあると知った当該法人が非協力的になるおそれがあり、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあるため、同条第6号イに該当する。

3 弁明の内容

審査請求人は、上記第3 2のとおり主張するが、審査請求人が言う、条例の該当性については、県が開示、不開示の判断を決定する機関であり、仮に不開示部分を請求者に開示して条例の該当性を判断した場合、個人情報及び法人情報等をみだりに公にすることとなる。

また、4概要を開示した部分には立入検査の目的は明記され、県が質問した内容に対して、事業者が回答する形式で記載されていることから、不開示部分には法人の情報が記載されていることは明らかである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、上記第4 1(2)のとおりであり、千葉県職員服務規程(平成17年千葉県訓令第5号)別記第14号様式の規定により記載されている復命書、添付書類1枚、処理フロー、総体図、設備レイアウト(選別)及び現地の写真で構成されている。

2 本件決定の妥当性

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関は、当該復命書の「4 概要」に記載されている氏名、「【立入状況】」及び当該添付書類1枚等の各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、上記第3 1のとおり当該立入状況及び添付書類1枚について取消しを求めていることから、これらの情報を不開示とした本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 当該立入状況について

本件対象文書には、千葉県の職員が特定の法人から聴取した事項等が記載されている。

当該法人から聴取した事項は、当該法人の協力によって得たものであると認められる。また、仮に当該法人を指導した事項が記載されている場合には、当該事項は、

今後当該法人の協力によって改善していくものである。そのため、そのような情報を公にすることにより、今後、当該法人が実施機関の指導及び監督の事務に非協力的な対応を取るようになると、機動的かつ柔軟な指導が困難となり、結果として、事故につながり得る小さな事象の発見が困難になるなど、廃棄物処理業者に対する指導及び監督の事務という実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、実施機関が条例第8条第3号及び第6号に該当するとしたこれらの情報は、同条第6号に該当すると認められることから、同条第3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、当該立入状況の3行目1文字目から9文字目まで、20文字目から33文字目まで及び4行目は、公にすることにより、実施機関の指導及び監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないことから、開示すべきである。

(2) 当該添付資料1枚について

当審査会が当該添付書類1枚を見分したところ、当該文書に記載されている内容を明らかにすると、当該法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律上違法な行為を行ったのではないかと臆測され、当該法人に対する信用、社会的評価を低下させ、取引先等との関係を悪化させるなどのおそれは否定できず、当該法人の事業活動に支障を及ぼすなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該文書は、同号イに該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、当該立入状況の3行目1文字目から9文字目まで、20文字目から33文字目まで及び4行目については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年11月 2日	諮問書の受付
令和 4年 9月28日	審議
令和 4年10月27日	審議
令和 4年11月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)